



島根県報

平成28年7月22日（金）

第2,820号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
家畜伝染病の患畜の発生の届出	（畜 産 課）	3
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	4

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	（総 務 課）	6
--------------	---------	---

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	6
---------	-------------	---

【収用委告示】

公示送達		7
------	--	---

告 示

島根県告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年 7 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
松江市立野波診療所	松江市島根町野波1220番地 4	平成28年 7 月 6 日

島根県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年 7 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人社団 林整形外科医院	出雲市姫原町114番地 3	訪問リハビリ テーション	医療法人社団 林整形外科医院	出雲市姫原町114番地 3	平成28年 6 月 6 日
医療法人社団 林整形外科医院	出雲市姫原町114番地 3	介護予防訪問 リハビリテー ション	医療法人社団 林整形外科医院	出雲市姫原町114番地 3	平成28年 6 月 6 日
有限会社 くす りや	松江市西川津町1187- 11	居宅療養管理 指導	有限会社くすり や調剤薬局	松江市八幡町286- 8	平成28年 4 月 6 日
有限会社 くす りや	松江市西川津町1187- 11	介護予防居宅 療養管理指導	有限会社くすり や調剤薬局	松江市八幡町286- 8	平成28年 4 月 6 日
社会福祉法人 あすなる会	出雲市白枝町396- 2	特定施設入居 者生活介護	社会福祉法人あす なる会 ケアハ ウスあすなる	出雲市白枝町396- 2	平成28年 6 月 21 日
社会福祉法人 あすなる会	出雲市白枝町396- 2	介護予防特定 施設入居者生 活介護	社会福祉法人あす なる会 ケアハ ウスあすなる	出雲市白枝町396- 2	平成28年 6 月 21 日

島根県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年 7 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
---------	-----	-------

野波診療所	松江市島根町野波1220番地 4	平成28年 6 月 30 日
セラムあさひ薬局	浜田市旭町今市413- 4	平成28年 7 月 1 日

島根県告示第518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年 7 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
NPO法人 えんJOY	大田市大田町大田口760 - 1	居宅介護支援	居宅介護支援 事業所 えん JOY	大田市久手町刺 鹿2581番地 3	大田市大田町大 田口760- 1	平成28年 4 月 11 日
NPO法人 えんJOY	大田市大田町大田口760 - 1	訪問介護 介護予防訪問 介護	ヘルパーステ ーション え んJOY	大田市久手町刺 鹿2581番地 3	大田市大田町大 田口760- 1	平成28年 4 月 11 日

島根県告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年 7 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
高木 瑞穂	松江市東出雲町揖屋1228 - 3	居宅療養管理指導	高木歯科医院	松江市東出雲町 揖屋1228- 3	平成28年 5 月 31 日
高木 瑞穂	松江市東出雲町揖屋1228 - 3	介護予防居宅療養 管理指導	高木歯科医院	松江市東出雲町 揖屋1228- 3	平成28年 5 月 31 日
株式会社 セラム	愛知県名古屋市北区大曾 根一丁目26番23号	居宅療養管理指導	セラムあさひ 薬局	浜田市旭町今市 413- 4	平成28年 7 月 1 日
株式会社 セラム	愛知県名古屋市北区大曾 根一丁目26番23号	介護予防居宅療養 管理指導	セラムあさひ 薬局	浜田市旭町今市 413- 4	平成28年 7 月 1 日

島根県告示第520号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、患畜が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年 7 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所 又は区域	発生年月日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	益田市	平成28年7月8日	ホルスタイン 県外導入牛

島根県告示第521号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市東出雲町須田字大谷1796-5、1796-42、字中谷1834-1、1834-3、東出雲町内馬字三澤1844-1、1844-4、字別所越1945-1

2 指定の目的

水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第522号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域^{地域}の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン大田 島根県大田市長久町土江字八石646番地2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練堀町3番地

J A三井リース株式会社 代表取締役 中山 和夫 東京都中央区銀座八丁目13番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	梅本 和典	
(株) ジーフット	愛知県名古屋市千種区今池 3-4-10	松井 博史	
エフワン (株)	大阪府大阪市中央区博労町 2-6-8	宮崎 國敏	平成26年 9月30日退店
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町 1-32-13	指田 努	
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 義久	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1-4-14	矢野 博丈	
(株) モバイルサポート	鳥取県米子市東福原 8-28-24	上村 陽介	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里 1-7-7	舟橋 浩司	
(株) 雑貨屋ブルドッグ	静岡県浜松市浜北区平口 5228	小楠 昭彦	平成27年 9月 1日退店
(有) ブックマート	島根県松江市浜乃木 2-4-8	中村 秀雄	平成27年 7月15日退店
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町 206-5	飯塚 正	
フクハラアシャール (株)	島根県大田市大田町大田イ 736番12	福原 健治	
(株) キタムラ	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-1	北村 正志	
(有) せと	島根県大田市大田町大田イ 172-2	瀬戸 強史	
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町 1-2-3	治山 正史	
(有) マルタケストア	島根県大田市波根町 484	八波 和久	
(株) タカノリース	大阪府大阪市金物町 6-5	高野 等	平成26年10月31日退店

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	岡崎 双一	平成27年 2月 1日代表者変更
(株) ジーフット	愛知県名古屋市千種区今池 3-4-10	堀江 泰文	平成27年 5月21日代表者変更
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町 1-32-13	指田 努	
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 義久	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1-4-14	矢野 博丈	
(株) モバイルサポート	鳥取県米子市東福原 8-28-24	上村 陽介	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里 1-7-7	白土 孝	平成25年 5月22日代表者変更
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町 206-5	飯塚 正	
フクハラアシャール (株)	島根県大田市大田町大田イ 736番12	福原 健治	
(株) キタムラ	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-1	北村 正志	
(有) せと	島根県大田市大田町大田イ 172-2	瀬戸 強史	
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町 1-2-3	治山 正史	
(有) マルタケストア	島根県大田市波根町 484	八波 和久	
清水 康二	島根県大田市大田町大田イ 413-5	-	平成26年10月 1日入店
フジキコーポレーション (株)	島根県松江市東出雲町意宇南 2-1-1	藤原 茂紀	平成23年10月 7日入店

2 届出年月日

平成28年 7月 8日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

訓 令

島根県訓令第22号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年 7 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第3第5号中「受診券」を「医療受給者証」に改め、同表に次の1号を加える。

36 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく医療受給者証

附 則

この訓令は、平成28年 7 月22日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について隠岐の島町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年 7 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（数値撮影、同時調整、数値図化）

2 作業期間

平成28年 7 月 8 日から同年11月30日まで

3 作業地域

隠岐郡隠岐の島町

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により告示する。

平成28年7月22日

島根県収用委員会会長 岡 崎 由美子

1 送達すべき書類

平成28年6月29日付け裁決書

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏名 土地登記名義人 株式会社松江建設工事 代表清算人 雲山 廣

住所 不明

ただし、土地登記記録権利部（甲区）欄記載 島根県松江市下東川津町262番地4

3 書類の受領等

出頭の上、送達すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、平成28年8月12日をもって送達があったものとみなされる。